

令和 4 年 6 月 3 日

令和 4 年登米市議会定例会
6 月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
報 告 第 4 号	継続費繰越計算書について	5
報 告 第 5 号	繰越明許費繰越計算書について	7
報 告 第 6 号	令和3年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について	9
報 告 第 7 号	令和3年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書について	11
報 告 第 8 号	令和3年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について	14
報 告 第 9 号	登米市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	16
報 告 第 10号	登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	22
議 案 第 49号	令和4年度登米市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議 案 第 50号	令和4年度登米市病院事業会計補正予算（第3号）	別冊
議 案 第 51号	登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について	24
議 案 第 52号	登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	30
議 案 第 53号	登米市基金条例の一部を改正する条例について	31
議 案 第 54号	登米市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について	32
議 案 第 55号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	33
議 案 第 56号	財産の取得について	34
議 案 第 57号	登米市過疎地域持続的発展計画の変更について	35
議 案 第 58号	登米市辺地総合整備計画の変更について	36

報告第4号

継続費繰越計算書について

令和3年度登米市一般会計予算の継続費年割額に係る経費のうち支出を終わらなかったものについて、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。

令和4年6月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

(別紙)

令和３年度 登米市一般会計継続経費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
8	土木費	6 住宅費	住宅建設事業	436,024,000	283,979,000	283,979,000	174,005,000	109,974,000	109,974,000	87,000	54,987,000	54,900,000	
11	災害復 旧費	その他公 共施設等 4 災害復旧 費	その他公共施設等 災害復旧事業	155,904,000	130,010,000	130,010,000	110,040,000	19,970,000	19,970,000	70,000		19,900,000	
合 計			591,928,000	413,989,000	413,989,000	284,045,000	129,944,000	129,944,000	157,000	54,987,000	74,800,000		

報告第5号

繰越明許費繰越計算書について

令和3年度登米市一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別紙)

令和3年度 登米市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金 額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳等管理事業	円 6,600,000	円 6,600,000	円 6,600,000	円	円	円	
		臨時特別給付金事業	61,382,000	54,174,000	54,174,000				
3 民生費	1 社会福祉費	子育て世帯等臨時特別支援事業	15,020,000	15,020,000		15,020,000			
	2 児童福祉費								
4 衛生費	1 保健衛生費	予防接種事業	93,990,000	93,990,000		93,990,000			
	1 農業費	強い農業・担い手づくり総合支援事業	1,445,000	1,445,000		1,445,000			
6 農林水産業費		農業用排水施設等維持管理事業	6,515,000	6,501,000		1,947,000			4,554,000
		県営かんがい排水事業	11,840,000	5,541,000			5,300,000		241,000
		基幹水利施設管理事業	1,651,000	1,651,000					1,651,000
		経営体育成基盤整備事業	5,665,000	5,665,000			5,600,000		65,000
7 商工費	2 林業費	林業振興事業	30,185,000	30,185,000	17,414,000				12,771,000
	1 商工費	商工振興育成事業	14,326,000	14,326,000		14,326,000			
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持補修事業	91,100,000	91,100,000		48,230,000	40,600,000		2,270,000
		道路新設改良事業	98,597,000	84,267,000		23,921,000	58,700,000		1,646,000
		橋りょう維持補修事業	111,360,000	87,575,000		48,725,000	38,800,000		50,000
		都市計画総務一般管理事業	3,203,000	3,203,000					3,203,000
合 計			552,879,000	501,243,000	17,414,000	308,378,000	149,000,000		26,451,000

報告第6号

令和3年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について

令和3年度登米市水道事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和4年6月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別紙)

令和３年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する新たな財産の購入限度額	説明
						企業債	負担金・補償金	国庫補助金	出資金	当年度損益勘定留保資金		
11	1	浄水施設整備事業	円 47,520,000	円 8,573,400	円 38,940,000	円 23,300,000	円	円	円	円 15,640,000	円 6,600	資材の調達に不測の日数を要したため
		配給水施設整備事業	円 967,731,000	円 434,282,745	円 512,688,000	円 210,200,000	円 9,356,000	円 120,499,000	円 91,000,000	円 81,633,000	円 20,760,255	関係機関との協議や資材の調達に不測の日数を要したため
		計	円 1,015,251,000	円 442,856,145	円 551,628,000	円 233,500,000	円 9,356,000	円 120,499,000	円 91,000,000	円 97,273,000	円 20,766,855	

報告第7号

令和3年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書について

令和3年度登米市下水道事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告する。

令和4年6月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別紙)

令和３年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	負担金・補償金	国庫補助金	出資金			
11	1	管渠整備事業	529,918,000	245,354,479	256,800,000	151,600,000		105,000,000		27,763,521		関係者との協議に不測の日数を要したため
		処理場施設整備事業	406,634,000	204,758,042	145,455,000	78,900,000		66,460,000		56,420,958		関係機関との協議や資材の調達に不測の日数を要したため
		計	936,552,000	450,112,521	402,255,000	230,500,000		171,460,000		84,184,479		

(別紙)

令和３年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書

２ 地方公営企業法第２６条第２項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	負担金・補償金	国庫補助金	出資金	当年度損益勘定留保資金		
９	１	営業費用	円 4,400,000	円	円 4,015,000	円	円	円	円	円 385,000	円	資材の調達に不測の日数を要したため
		計	円 4,400,000		円 4,015,000					円 385,000		

報告第8号

令和3年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について

令和3年度登米市病院事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和4年6月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別紙)

令和3年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内 既収入 特定財源	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説明
1 資本的支出	1 建設改良費	豊里病院改修事業	円 3,365,000	円	円 3,365,000	円 3,365,000	円	円	高圧受変電設備不点改修工事において、高圧機器の納品に不測の日数を要したため
計			3,365,000		3,365,000	3,365,000			

報告第9号

登米市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告 について

令和4年3月31日、登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和4年6月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）等の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市税条例等の一部を改正する条例
（登米市税条例の一部改正）

第1条 登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、

同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）

の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第53条の7中「8様式」の次に「又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式」を加える。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を

「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第17項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第18項を第19項とし、第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に

改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第26条を削る。

（登米市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 登米市税条例等の一部を改正する条例（令和3年登米市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち登米市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第3項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中登米市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中登米市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（登米市税条例等の一部を改正する条例（令和3年登米市条例第18号）附則第2条第3項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中登米市税条例第18条の4の改正規定、同条例第73条の2の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の登米市税条例第18条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げ

る規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の登米市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の登米市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の登米市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の登米市税条例第73条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の登米市税条例第73条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

報告第 10 号

登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

令和 4 年 5 月 2 日、登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和 3 年登米市条例第30号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年登米市条例第30号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和4年5月2日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年登米市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第51号

登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和 に関する条例の制定について

登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年6月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、登米市の豊かな自然環境や美しい景観及び安全・安心な生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全と事業者による地域資源を活かした再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境等に配慮した、潤いのある豊かな地域社会及び住み続けられるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー源 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第4条に規定するものをいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (3) 事業 再生可能エネルギー発電設備の設置（再生可能エネルギー発電設備を設置するために行われる土地の造成工事（立木の伐採、切土、盛土等を含む。）を含む。）及び再生可能エネルギー発電設備による発電を行う事業をいう。
- (4) 事業者 事業を計画し、又はこれを実施する者をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。
- (5) 事業区域 事業を行う一団の土地（再生可能エネルギー発電設備の附属設備である管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵、塀等

の工作物の設置その他の方法により他の土地と区別された区域をいう。

(6) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。

(7) 事業地域 事業区域を含む行政区（登米市区長設置規則（平成17年登米市規則第5号）第1条に規定する区をいう。以下同じ。）及び事業の実施により自然環境等に一定の影響がある行政区をいう。

(8) 住民等 事業地域内に居住する者及び所在する法人その他の団体並びに事業地域内に土地若しくは建築物を所有し、又は使用する者で、事業により影響を受けると認められるものをいう。

(9) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定するものをいう。

(10) 土地所有者等 事業区域の土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

（基本理念）

第3条 本市は「水の里」の名のとおり、先人の努力により長い年月をかけて守り育てられてきた自然環境等に恵まれており、このかけがえのない自然環境等を、現在及び将来に渡って市民が等しくその恵沢を享受し、持続可能な未来を構築できるよう、市民の意向も踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の適切かつ円滑な運用を図らなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、関係法令及びこの条例の規定を遵守するとともに、自然環境等に十分配慮し、住民等との良好な関係を保持し、かつ、地域振興に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業の実施並びに再生可能エネルギー発電設備及び事業区域の管理に万全を期するよう努めなければならない。

3 事業者は、事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を終了しようとするときは、再生可能エネルギー発電設備を放置することなく速やかに撤去し、及び適正に処分し、並びに事業区域に係る土地を原状に回復するよう努めなければならない。ただし、第16条第3項の規定による事業区域の跡地の有効活用の推進を求められた場合は、この限りでない。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第7条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、事業により、自然環境等を損ない、

又は災害の発生を助長するおそれのある事業を行おうとする事業者に対し、土地を使用させないよう努めなければならない。

- 2 土地所有者等は、基本理念にのっとり、事業により、自然環境等を損ない、災害による被害等が発生しないよう、事業者に対し、土地を適正に管理することを求めるよう努めなければならない。

（適用を受ける事業）

第8条 この条例の規定は、再生可能エネルギー発電設備の出力の合計（以下「発電出力」という。）が10キロワット以上の事業に適用する。ただし、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で次に掲げるものについては、この限りでない。

（1）建築物の屋根又は屋上で行う事業

（2）次条に規定する抑制区域以外に設置する発電出力50キロワット未満の事業

- 2 この条例の規定は、既存の再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、前項に規定する発電出力以上となる事業にも適用する。

（抑制区域）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、事業者に対し事業の抑制を求めることができる区域（以下「抑制区域」という。）を指定することができる。

（1）土砂災害その他自然災害による被害の危険性が高い場所であること。

（2）豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる場所であること。

（3）特色ある景観として良好な状態が保たれている場所であること。

（4）歴史的又は文化的な特色を有する区域として保全する必要がある場所であること。

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める理由のある区域

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指定した抑制区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

- 3 市長は、前2項の規定により抑制区域を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除しようとするときは、登米市環境基本条例（平成19年登米市条例第6号）第34条に規定する登米市環境審議会（以下「登米市環境審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（説明会の開催）

第10条 事業者は、事業を実施しようとするときは、次条第1項の規定による届出を行う前に、住民等に対し、事業の内容等に関する説明会を開催しなければならない。

- 2 事業者は、次条第3項の規定による変更の届出を行う前に、住民等に対し、事業の内容等の変更に関する説明会を開催しなければならない。ただし、事業の内容等の変更が規則で定める軽微なものについては、この限りでない。

- 3 事業者は、説明会において住民等の理解を得られるよう努めるものとする。
- 4 住民等は、説明会を開催した事業者に対し、事業の内容等について意見を申し出ることができる。この場合において、事業者は、意見に対する見解を記載した書面を作成し、住民等に交付の上、誠意をもって当該住民等と協議しなければならない。

(事業実施に係る届出)

第11条 事業者は、事業を実施しようとするときは、次に掲げる事項を市長に届け出、かつ、同意を得なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。第19条第1項において同じ。）
 - (2) 事業区域の所在地及び面積
 - (3) 事業の内容
 - (4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定による申請をする日（同項の規定による申請をする事業者に限る。）
 - (5) 再生可能エネルギー発電設備の設置に係る工事（以下「工事」という。）の着手予定日及び完了予定日
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出は、事業に着手しようとする日として規則で定める日の90日前までに行わなければならない。
 - 3 事業者は、第1項の規定により届出をした事項を変更しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出、かつ、同意を得なければならない。

(同意)

第12条 市長は、前条の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る事業の計画が規則で定める基準に適合していると認めるときは、同意するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業区域の全部又は一部が第9条の規定により指定する抑制区域内に位置するときは、同意しないものとする。ただし、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、同意に際し、自然環境等の保全及び災害の防止のために必要な条件を付することができる。

(工事の着手等の届出)

第13条 事業者は、工事に着手し、若しくは工事を完了し、又は工事を中止し、若しくは中止していた工事を再開するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(工事の確認)

第14条 市長は、前条の規定による届出があつたときは、速やかに現地を確認するものとする。

(地位の承継の届出等)

第15条 事業者から事業の譲渡、相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、地位を承継した日から起算して14日以内に市長に届け出なければならない。

2 地位を承継した者は、当該承継に係る事業について付された一切の条件を遵守するものとする。

(事業の終了等の届出)

第16条 事業者は、事業を終了したときは、事業を終了した日から起算して30日以内に市長に届け出なければならない。

2 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の撤去が完了したときは、撤去を完了した日から起算して30日以内に市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該事業区域の跡地の有効活用を推進するよう求めることができる。

(報告及び立入調査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告及び資料の提出を求め、並びに市の職員に事業区域に係る土地に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする市の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(助言、指導又は勧告)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第11条の規定による届出を行わないとき、又は届出の内容に虚偽があるとき。

(2) 正当な理由なく第12条第1項の規定による市長の同意を得ずに事業に着手したとき。

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(4) 正当な理由なく前項の規定による助言又は指導に従わなかったとき。

3 市長は、必要があると認めるときは、土地所有者等に対して、助言を行うことができる。

(公表)

第19条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、登米市環境審議会の意見を聴いた上で、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該事業者に弁明の機会を与えなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定による申請を行った事業（以下「再エネ特措法による申請済事業」という。）について、この条例の規定は、適用しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前において、再エネ特措法による申請済事業であっても現に工事に着手していない事業については、この条例の規定（第12条及び第18条第2項第2号を除く。）を適用する。
- 4 施行日前において、現に工事に着手している事業又は工事が完了している事業（第8条第2項の規定に該当する事業を除く。）については、第5条、第15条から第17条まで、第18条（第2項第1号及び第2号を除く。）及び第19条の規定を適用する。
- 5 施行日後90日を経過する日までの間に事業に着手しようとするときにおける第11条の規定の適用については、同条第2項中「事業に着手しようとする日として規則に定める日の90日前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

議案第52号

登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成17年登米市条例第34号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年6月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成17年登米市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条第2項中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第53号

登米市基金条例の一部を改正する条例について

登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年6月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市基金条例の一部を改正する条例

登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中(3)の項を削り、(4)の項を(3)の項とし、(5)の項から(19)の項までを1項ずつ繰り上げ、(20)の項を削り、(21)の項を(19)の項とし、(22)の項を(20)の項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（登米市ふるさと応援寄附金条例の一部改正）

2 登米市ふるさと応援寄附金条例（平成20年登米市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第3条第1項の表(12)の項」を「第3条第1項の表(11)の項」に改める。

議案第 54 号

登米市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について

登米市児童厚生施設条例（平成17年登米市条例第115号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年6月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市児童厚生施設条例の一部を改正する条例

登米市児童厚生施設条例（平成 17 年登米市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表石越高森児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

議案第 55 号

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第 1 項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第 4 項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の登米市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 56 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年6月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 高規格救急自動車購入 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契 約 の 金 額 | 28, 108, 080円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 宮城県仙台市宮城野区苦竹二丁目2番1号
日産プリンス宮城販売株式会社
代表取締役 橘川 泰介 |

議案第 57 号

登米市過疎地域持続的発展計画の変更について

登米市過疎地域持続的発展計画を別添のとおり変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

議案第 58 号

登米市辺地総合整備計画の変更について

登米市辺地総合整備計画を別添のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月3日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣